

大口町告示第110号

大口町在勤者定住支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年11月29日

大口町長 鈴木 雅 博

大口町在勤者定住支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町在勤者定住支援補助金交付要綱（平成 31 年大口町告示第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 新築 施工業者等と建築工事請負契約を締結し、新たに建築物を建築すること。

第 4 条及び第 8 条中「工事契約」を「建築工事請負契約」に改める。

第 11 条及び第 17 条中「新築等」を「新築」に改める。

第 12 条第 2 項中ただし書を次のように改める。

ただし、申請年度の翌年度に当該事業が完了した場合は、当該事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は当該事業の完了の日の属する年度の 3 月 20 日までのいずれか早い期日までに前項の完了実績報告書を提出するものとする。

第 12 条第 3 項中「新築の場合において申請年度の翌年度に当該事業が完了する場合は、当該事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日までに第 1 項の報告書を提出しなければならない。」を「町長がやむを得ないと認める場合については、申請年度の翌年度の 3 月 20 日までに第 1 項の完了実績報告書を提出することができる。」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定は、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

大口町在勤者定住支援補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(用語の定義) 第 2 条 略 (1)～(4) 略 <u>(5) 新築 施工業者等と建築工事請負契約を締結し、新たに建築物を建築すること。</u> <u>(6) 取得 住宅等を購入し所有すること。</u> (補助対象建物) 第 4 条 略 (1) 略 (2) 申請者が<u>建築工事請負契約</u>又は売買契約を締結した住宅等であること。 (3)～(8) 略 (交付申請) 第 8 条 申請者は、新築にあつては<u>建築工事請負契約</u>前、取得にあつては売買契約前に大口町在勤者定住支援補助金交付申請書（様式第 1）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。 (1)～(7) 略 (対象事業の変更届等) 第 11 条 略 (1) 住宅の<u>新築</u>の工事内容を変更又は中止するとき。 (2) 略 2～4 略 (完了実績報告) 第 12 条 略 (1)～(6) 略 2 前項の報告書は、当該事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の 3 月 20 日までのいずれか早い期日までに提出しなければならない。<u>ただし、申請年度の</u>	(用語の定義) 第 2 条 略 (1)～(4) 略 <u>(5) 取得 住宅等を購入し所有すること。</u> (補助対象建物) 第 4 条 略 (1) 略 (2) 申請者が<u>工事契約</u>又は売買契約を締結した住宅等であること。 (3)～(8) 略 (交付申請) 第 8 条 申請者は、新築にあつては<u>工事契約</u>前、取得にあつては売買契約前に大口町在勤者定住支援補助金交付申請書（様式第 1）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。 (1)～(7) 略 (対象事業の変更届等) 第 11 条 略 (1) 住宅の<u>新築等</u>の工事内容を変更又は中止するとき。 (2) 略 2～4 略 (完了実績報告) 第 12 条 略 (1)～(6) 略 2 前項の報告書は、当該事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の 3 月 20 日までのいずれか早い期日までに提出しなければならない。<u>ただし、町長が認め</u>

新	旧
<u>翌年度に当該事業が完了した場合は、当該事業の完了の日から起算して３０日を経過した日又は当該事業の完了の日の属する年度の３月２０日までのいずれか早い期日までに前項の完了実績報告書を提出するものとする。</u>	<u>る場合については、当該年度の３月３１日までとすることができる。</u>
３ 前項の規定にかかわらず、<u>町長がやむを得ないと認める場合については、申請年度の翌年度の３月２０日までに第１項の完了実績報告書を提出することができる。</u>	３ 前項の規定にかかわらず、<u>新築の場合において申請年度の翌年度に当該事業が完了する場合は、当該事業の完了の日から起算して３０日を経過した日までに第１項の報告書を提出しなければならない。</u>
(危険負担) 第１７条 この要綱により補助を受けた住宅の<u>新築</u>又は取得後に生じた住宅の倒壊等による損害について、大口町は一切その責を負わない。	(危険負担) 第１７条 この要綱により補助を受けた住宅の<u>新築等</u>又は取得後に生じた住宅の倒壊等による損害について、大口町は一切その責を負わない。